

登録コード	J6230300	開講年度	2026					
授業科目	自治体法					担当教員	箕輪 さくら	
英文授業名	Local Autonomy Law					副担当		
単位数	2	講義期間	前期	曜日・時限	木曜・2時限		対象学年	(20・23カリ対象科目)法：3年
講義室	経法第4講義室		授業区分	講義	遠隔授業科目			
信大コンピテンシー	非該当							
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」					⇔	【授業の達成目標】	
	経法20加							
	経済学または法学が積み上げてきた知識と思考に基づく判断を基礎力として身につけ、それを発揮できる力を身につける。				⇔	法学が積み上げてきた地方自治法の諸概念と基本原理に関する標準的な理解に基づいて、ある文の正誤を判別できるようになる。		
	経法23加（2026改）・総合法律，経法23加・総合法律，経法20加・総合法律							
	法学の専門領域の基礎能力として、リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。				⇔	法学の専門領域の基礎能力として、リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な地方自治法の諸概念と基本原理に関する標準的な理解に基づいて、具体的な紛争事案について、地方自治法に関する法的な問題点を見つけ出し、解決策を提示できる。		
	経法23加（2026改）・総合法律，経法23加・総合法律							
	環境問題や、企業や行政の組織内において、日々生起する諸問題について、理工学分野や経済学分野の思考方法にも一定の理解を持ち、総合的に解決していくことのできる能力を身につける。				⇔	自治体で、日々生起する諸問題について、理工学分野や経済学分野の思考方法にも一定の理解を持ち、総合的に解決していくことのできる能力を身につける。		
(2)授業で学べる「テーマ」	地域運営							
(3)全学横断特別教育プログラム								
(4)授業の概要	・本授業では、地方公共団体に関する法を扱う。 ・地方自治法の大半は行政法に属する。そのため、地方自治法についての考察も、以下のとおり、行政法の考察と基本的には同様の形でなされる。 ・一方で、地方自治法の考察対象の中心は、行政法に属する個別法から抽象化することで作られた概念や基本原理であり、本授業でも、これらの抽象的な概念や基本原理を説明する。これにより、これらの概念や基本原理に関する標準的な理解に基づいて、ある文の正誤を判別できるようになるという本授業の目的の1つを達成する。 ・他方で、これらの概念や基本原理には具体的な事案において機能することが予定されているものもあり、具体的な事案との関係を意識する必要がある。本授業でも、抽象的な概念・基本原理の説明と具体的な事案とを往復した説明を心がける。これにより、地方自治法の諸概念と基本原理の標準的な理解に基づいて、具体的な紛争事案に対し、地方自治法についての問題を発見し、解決策を提示できるようになるという本授業のもう1つの目的も達成する。 ・地方自治法は、憲法に基礎を置くものであるため、憲法の理解が不可欠である。また、地方公共団体における行政活動の法的分析という側面があり、行政法の応用科目という性格を有するため、行政法の理解も不可欠である。							
(5)授業計画	＊授業計画は変更の可能性があります。 第1回 オリエンテーション 第2回 地方自治法の基礎 第3回 地方公共団体の概念 第4回 地方公共団体の事務 第5回 地方公共団体の権能(1) 第6回 地方公共団体の権能(2) 第7回 地方公共団体の権能(3) 第8回 地方公共団体の機関(1) 第9回 地方公共団体の機関(2) 第10回 中間テスト＋これまでの授業のまとめ 第11回 地方公共団体と住民との関係(1) 第12回 地方公共団体相互の関係、国と地方公共団体との関係 第13回 自治体政策法務(1) 第14回 自治体政策法務(2) 第15回 まとめ、授業アンケート 期末テスト							
(6)成績評価の方法	中間テスト（４０％），期末テスト（５０％），授業への積極的取組状況（１０％）							
(7)成績評価の基準	合計点が60点以上であれば「水準にある」，70点以上であれば「やや上にある」，80点以上であれば「かなり上にある」，90点以上であれば「卓越している」。							
(8)事前事後学習の内容	事前学習 ・配付資料で授業の流れを確認して授業を受ける。 事後学習 ・授業時に配布した資料・ノートを用いて復習を行う。 ・理解が不十分部分については、参考書等を参照し、理解を深める。							

(9)履修上の注意	・3年生以上で、前年度までに行政法を履修済みの者に限る。 ・本授業は、行政法に加えて、憲法・統治機構論を履修済みであることを前提とする。これらの科目を履修していない場合には、自習することが不可欠となる。これらの科目の理解が不十分であることにより被る不利益については、一切対応しない。 ・ゲストスピーカー講演を実施する可能性がある。実施した場合には、必ず出席することが求められる。
(10)質問,相談への対応	・授業の各回終了後に教室で質問を受け付ける。
【教科書】	・授業中に適宜指示する。
【参考書】	体系的なテキスト：宇賀克也『地方自治法概説（第10版）』（有斐閣，2023） 入門書：駒林良則＝佐伯彰洋編著『地方自治法入門（第2版）』（成文堂，2021） 判例集：小幡純子ほか編『地方自治判例百選（第5版）』（有斐閣，2023）